

水戸市指定給水装置工事事業者

各種届出等のご案内

指定事項の変更

- ◆ 名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から **30日以内**に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（水道法施行規則様式第10）を提出してください。

【指定の変更に必要な添付書類】

届出の種類		定款の写し	登記簿謄本	住民票	誓約書	賃貸借契約書又は公共料金等の支払証の写し	備考	
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○		○	謄本は（記載事項証明書）、住民票は発行日から3ヶ月以内のもの ※住民票は個人番号の記載のないもの 定款は直近のもの 支店の移転等、本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの ※1	
		個人			○			
	住所	法人	○	○				
		個人			○			
	代表者	法人	○	○		○		
	役員	法人		○		○		
事業所の名称又は、所在地	法人					△		
	個人					△		

○：必ずご用意いただくもの

△：必要に応じてご用意いただくもの

指定事業者証に記載した内容に変更がある場合は、指定事業者証の返納が必要です。

※1 支店が登記簿に記載されている場合は、登記簿謄本が必要です。

！ ◇「氏名」の変更で「個人」の場合は、「個人事業者本人の氏名」の変更です。

◇法人・個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は、「変更」ではなく、「廃止」→「新規」の手続きとなります。

◇「有限」から「株式」への組織変更の場合には、同一法人とみなし、名称変更となります。

【組織変更又は、合併の場合の届出等】

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人 (法人⇒個人 も同様の取り扱い)	廃止・新規指定	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止・新規指定	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社 } ⇒株式会社	廃止・新規指定	
		有限会社⇒株式会社	指定事項変更届	
		合同会社・合名会社・合資会社間		
	合併	指定工事業者Aと 指定工事業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届 Bは廃止届
			新会社C設立(新設合併)	A, Bともに廃止届 Cで新規指定
		会社Aと 指定工事業者Bが合併	Aが指定工事業者Bを 吸収合併	Aが新規指定 Bは廃止届
新会社C設立(新設合併)			Bは廃止届 Cで新規指定	

※ 一例です。この表に記載のない事例は、お問い合わせ下さい。

事業の廃止、休止又は再開の届出

◆ 廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者
廃止・休止・再開届出書」(水道法施行規則様式第11)を提出してください。

◇ 廃止・休止……当該廃止又は休止の日から 30日以内

◇ 再開……当該再開の日から 10日以内

! 添付書類は不要ですが、「廃止・休止」の場合は「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

主任技術者の選任（追加）・解任

- ◆ 給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から遅滞なく（※1）、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（水道法施行規則様式第3）を提出してください。

なお、給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。

選任した主任技術者以外では、工事毎の主任技術者になれませんので、注意してください。（水道法施行規則第36条第1項第1号）

- ※1 新規指定を受けたときは、2週間以内に選任し選任届を提出することとされていますが、水戸市では指定の申請と併せて提出していただいております（くわしくは、新規申請のご案内をご覧ください。）

【主任技術者の選任・解任に必要な添付書類】

届出の種類	主任技術者の免状の写し	主任技術者名簿	備考
主任技術者の選任	○	○	主任技術者名簿に、撮影から3か月以内の写真 雇用関係を証明する書類
主任技術者の解任			添付書類は必要ありません。

○：必ずご用意いただくもの

【申請（届出）場所】

- ・ 水戸市上下水道局水道部給水課 窓口（6階）
〒310-8610
茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市上下水道局水道部給水課
電話 029-224-1111 内線3951
029-231-4112 （直通）
FAX 029-231-8395

**届出の基準は
全国統一です。**



支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。

（新規指定ではありませんので注意してください。）